

対象者は？

【主な対象業種】

小売業	生活関連サービス業
娯楽業	不動産業、物品賃貸業
医療、福祉	宿泊業、飲食サービス業
情報通信業	学術研究、専門・技術サービス業
教育、学習支援業	サービス業（他に分類されないもの）

※バー、キャバレー等の風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く

【対象要件】

- ・市税（法人税）を完納していること
- ・補助を受けようとする工事について、他の補助金を受けていないこと
- ・市内の店舗で自ら事業を行うもの
- ・チェーン店・フランチャイズ店においては、本部からの改修費用の補助がないこと

【その他の対象要件】

- ・空家・空き店舗改修
 - 新規創業者については創業塾を修了した方
- ・新築店舗整備
 - 市内の店舗で自ら事業を行う方に加え、店舗所有予定の方でも申請可

申請に必要な書類は？

【認定申請時】

書類	既存店舗	空家・空き店舗	多目的トイレ設置	新築店舗
<input type="checkbox"/> 認定申請書（様式第1号）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 補助事業計画書（別紙1）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 収支計画書（別紙2）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 工事概要書（別紙4）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書（別紙5）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 見積書	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 施工前写真	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 事業実施場所の見取図	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書の写し	※法人のみ	※法人のみ	※法人のみ	※法人のみ
<input type="checkbox"/> 業種の確認できる書類（開業届、確定申告書、許認可証等）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 創業塾修了証の写し		※新規創業者のみ	※空き店舗のみ	※新規創業者のみ
<input type="checkbox"/> 創業計画書		○	※空き店舗のみ	○
<input type="checkbox"/> 大牟田商工会議所の経営指導員による経営指導報告書		○	※空き店舗のみ	○
<input type="checkbox"/> 事業にかかる概要図		○	※空き店舗のみ	○
<input type="checkbox"/> その他事業概要が分かる資料				○
<input type="checkbox"/> 建築確認申請の写し				○

【交付申請時】

書類	既存店舗	空家・空き店舗	多目的トイレ設置	新築店舗
<input type="checkbox"/> 交付申請書（様式第3号）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 滞納のない証明書	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 承諾書及び賃貸借契約書の写し（賃貸の場合）	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 認定申請時より変更のあった書類	○	○	○	○

よくある質問

Q. どのような工事が補助金対象となりますか？

A. 内面に記載の工事が対象となりますが、内容によっては一部補助対象外となる工事がございます。お気軽に、市産業振興課までお問い合わせください。

Q. 工事が終わった後（工事をしている途中）で、補助金があることを知りました。申請できますか？

A. 工事着工前に申請し、交付決定をした工事が対象となります。交付決定前に着工した工事は対象にできませんので、ご注意ください。

Q. 申請から交付決定まで、何日かかりますか？

A. 申請受理後、交付決定まで、既存店舗改修は約2週間、空家・空き店舗改修、新築店舗整備、多目的トイレ設置事業は約1ヶ月間かかります。工事着工前に申請が必要です。工事を予定している方は、お早めにご相談ください。



市内事業者の方へ



詳しくはこちら



大牟田市まちづくり基金事業費補助金

補助金で、店舗改修等を支援!!

市内の施工業者を利用して、お店の改修工事をされる場合に、その費用の一部を補助金として交付します。
(市外にお住まいの方で、大牟田市内で営業されている方も対象になります。)

既存店舗改修

外観や内装をきれいにしてお店のイメージアップをしたい



空家・空き店舗改修

空き物件を改修して開業したい
(中心市街地限定)



多目的トイレ設置

みんなが使えるバリアフリーのトイレを店舗に設置したい
(中心市街地限定)



新築店舗整備

新築店舗で開業したい
(中心市街地限定)



【問い合わせ先】 大牟田市産業振興課 TEL: 0944-41-2724

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 メールアドレス: e-kigyoushien01@city.omuta.fukuoka.jp

©2016 大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」

大牟田市 まちづくり基金 補助金

検索

対象地域：大牟田市内全域

既存店舗改修

補助率：10分の1
上限額：20万円

さらに

「大牟田市立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域」では、
補助率：10分の2、上限額：40万円

* 補助対象工事 *

- ・市内にある営業（予定も含む）用の店舗
- ・補助対象工事費が1万円以上（税抜）の工事
- ・雨漏り工事、屋根補修など躯体整備にかかる工事は対象外



対象地域：中心市街地重点地域

多目的トイレ設置

補助率：2分の1
上限額：100万円

* 補助対象工事 *

- ・多目的トイレの設置にかかる工事費
- ・補助対象工事費が2万円以上（税抜）の工事
- ・車いす使用者、高齢者に対応する設備を備えるもの
- ・周辺のイベント開催時などに広く市民に開放することが可能であること



* [共通] 対象工事条件 *

- ・市内の施工業者（中小企業者）が請負う工事
- ・家電製品の機器費や施工業者によらない自己で行う工事は対象外



対象地域：中心市街地重点地域

空家・空き店舗改修

補助率：3分の1
上限額：200万円

さらに

下記①～③の指定条件をクリアで、
上限額：300万円

- 条件① 1階の店舗で通りに面していること
- 条件② 昼間の時間帯（10時から19時）に4時間以上営業すること
- 条件③ 商店街活動に積極的に参加すること

* 補助対象工事 *

- ・空家・空き店舗を活用して新たに事業を始めるための改修工事
- ・補助対象工事費が3万円以上（税抜）の工事
- ・雨漏り工事、屋根補修など躯体整備にかかる工事は対象外



* 空家・空き店舗とは *

営業終了又は居住者（利用者）の退去等により閉鎖し、かつ、その後引き続き3ヶ月以上その閉鎖の状態又はそれと同様の状態にあるもの（空家は戸建て住宅のみ）。なお、車庫は対象外。

対象地域：中心市街地重点地域

新築店舗整備

補助率：3分の1
上限額：200万円

* 補助対象工事 *

- ・店舗新築にかかる経費
- ・補助対象工事費が3万円以上（税抜）の工事
- ・既存店舗の解体にかかる費用は対象外



※市内の既存店舗を閉鎖し1年以内に新たに別の場所に出店する場合は対象外。
ただし、「大牟田市立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域」外から「中心市街地重点地域」内への出店は対象。
「大牟田市立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域」、「中心市街地重点地域」についての詳細は、産業振興課までお尋ねください。